

平成 16 年 10 月 22 日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 統造
(コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 望月 晴夫
(TEL 03-5449-7000)

第三者割当による新株式（優先株式）発行に係る 転換の条件等決定に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 26 日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式（優先株式）発行に関し、同日付けで公表いたしました事項のうち未定となっておりました下記事項について、本日開催の当社取締役会において下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 利益配当を行う場合の優先配当金の額（優先配当金）

第 1 回第 1 種優先株式（以下「本優先株式」という。）の発行価額（1,000,000 円）に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

優先配当年率 = 3 月 31 日の日本円 T I B O R（1 年物）+ 1.15%

優先配当年率は、% 位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

年率修正日は毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円 T I B O R（1 年物）」とは、午前 11 時における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円 T I B O R）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円 T I B O R（1 年物）が公表されていない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円 1 年物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円 L I B O R（1 年物））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

2. 転換予約権（転換の条件）

(1) 転換請求期間 平成 16 年 11 月 10 日から平成 23 年 11 月 8 日まで

(2) 転換の条件

本優先株式は、上記(1)の期間中、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額 237,000 円

(ロ) 転換価額の修正

平成 16 年 11 月 10 日から平成 23 年 11 月 8 日まで、毎月第 2 水曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（終値（気配表示を含む。）のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（1,000 円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(ハ)

または で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が 94,000 円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が 308,000 円（以下「上限転換価額」という。ただし、本下記(ハ)による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

当社は、本優先株式の発行後、下記 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転（以下当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をも

って株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株の100分の1未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- (iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、1,000円未満を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、

上記 (ii)ただし書の場合には株主割当日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1,000 円未満を切り捨てる。

(iii) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

上記 乃至 については、下限転換価額の調整についてこれを準用する。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行す} \\ \text{べき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1 株の 100 分の 1 未満を切り捨て、現金による調整は行わない。端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(3) 転換請求受付場所

UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および本優先株式の株券が上記(3)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

3. 新株式の継続所有の取り決めにに関する事項

当社は、下記 4. に記載する場合も含め、割当先より、発行日から 2 年以内に本優先株式または本優先株式の転換により交付される普通株式を譲渡する場合は、譲渡先、譲渡株式数等を当社へ報告する旨の確約を得る予定であります。

4. 譲渡制限に関する事項

当社は、割当先との間で、発行日より 1 年間は、当社の同意を得ずして、本優先株式を当社以外の第三者に譲渡してはならない旨約す予定であります。ただし、この場合、本優先株式の転換により発行される当社の普通株式を第三者に譲渡することを妨げないものとします。

以 上